



島根県報

平成21年3月31日（火）

号外第49号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【監査公表】

平成20年度財政的援助団体等監査の結果の公表

2

監 査 委 員 公 表

島根県監査委員公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき実施した平成20年度財政的援助団体等の監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成21年 3 月31日

| | |
|---------|---------|
| 島根県監査委員 | 福 間 賢 造 |
| 同 | 大 屋 俊 弘 |
| 同 | 山 崎 悠 雄 |
| 同 | 山 川 博 司 |

第 1 監査の概要

1 財政的援助団体等監査の趣旨

財政的援助団体等は、県が補助金、交付金、貸付金、損失補償等の財政的援助を与えているもの、県が資本金、基本金等を出資しているもの及び公の施設^{注1}の管理を行わせているものをいう。

本監査の目的は、財政的援助等を行っている団体及び所管課を監査し、団体における公金の執行状況の適正性、県による財政的援助の妥当性等を監査するものである。

なお、財政的援助団体等監査の根拠規定及び説明等については別記のとおりである。

注1) 公の施設とは、住民の福祉を増進させることを目的として、地方公共団体が設置する施設で、学校、美術館、ホール、体育館、県営住宅や公園等が該当する。

2 監査対象団体及び実施団体

(1) 監査対象団体

監査対象団体は、監査体制等の条件、監査の実効性の確保等を考慮し、次のとおりとした。

ア 財政的援助団体

県単独の制度により原則として1千万円以上の補助金等（交付金、負担金及び利子補給金を含む。）を交付しているか、貸付又は損失補償をしている団体

イ 出資団体

県が資本金、基本金その他これに準ずるものの4分の1以上を出資している団体

ウ 債務保証団体

県が金融機関に対し債務保証契約を締結している団体

エ 県が公の施設の管理を行わせている団体

県が公の施設の管理を行わせている団体

(2) 監査対象団体の概要

上記(1)の団体について、各所管課に対して行った対象団体の調査の結果は次のとおりである。

| 団体区分 | 監査対象 団体実数 | 財政的援助等の形態別件数 | | | | | |
|-----------|--------------|--------------|-----|------|----|----------|-------------|
| | | 財政的援助 | | | 出資 | 債務 保証 | 公の施設 の管理 |
| | | 補助金等 | 貸付金 | 損失補償 | | | |
| 財 団 法 人 | 22 | 9 | 2 | 3 | 18 | | 10 |
| 社 団 法 人 | 11 | 7 | 1 | 1 | 2 | | |
| 社会福祉法人 | 24 | 24 | | | | | |
| 農林水産組合 | 6 | 1 | 5 | | | | |
| 商工会議所商工会等 | 31 | 31 | | | | | |
| 株 式 会 社 | 9 | | 2 | | 3 | | 8 |
| そ の 他 | 20 | 15 | 2 | 1 | 4 | 1 | 3 |
| 合 計 | 123 | 87 | 12 | 5 | 27 | 1 | 21 |

※ 1つの団体に対し補助金、貸付金、出資等を重複して援助する場合がありますので、「監査対象団体実数」の合計と「財政的援助等の形態別件数」の合計は一致しない。

(3) 監査実施団体

今年度は上記監査対象団体の中から、過去の監査実施状況等を考慮し、次の 26 団体を選定し監査を実施した。

| | 団 体 | 所管課 | 財政的援助等の形 態 |
|----|--------------------|-------------------------|----------------------|
| 1 | (社福) 出雲市社会福祉協議会 | 地域福祉課 | 補助金 |
| 2 | (社福) 島根整肢学園 | 障害者福祉課 | 〃 |
| 3 | 島根県商工会連合会 | 中小企業課 | 〃 |
| 4 | 安来市商工会 | 中小企業課 | 〃 |
| 5 | 奥出雲町商工会 | 中小企業課 | 〃 |
| 6 | 雲南市商工会 | 中小企業課 | 〃 |
| 7 | 邑南町商工会 | 中小企業課 | 〃 |
| 8 | 石中央商工会 | 中小企業課 | 〃 |
| 9 | 津和野町商工会 | 中小企業課 | 〃 |
| 10 | (社) 島根県物産協会 | しまねブランド推進課 | 貸付金 |
| 11 | (財) 島根県環境管理センター | 廃棄物対策課 | 出資・補助金・損失補償 |
| 12 | (財) 島根県障害者スポーツ協会 | 障害者福祉課 | 出資 |
| 13 | (財) 島根県みどりの担い手育成基金 | 林業課 | 〃 |
| 14 | 島根県漁業信用基金協会 | 水産課 | 〃 |
| 15 | (財) く に び き メ ッ セ | 商工政策課 | 出資・補助金・交付金・指定管理 |
| 16 | (財) しまね産業振興財団 | 産業振興課 企業立地課 中小企業課 | 出資・補助金・貸付金・損失補償・指定管理 |
| 17 | 出雲空港ターミナルビル (株) | 港湾空港課 | 出資 |
| 18 | 石見空港ターミナルビル (株) | 港湾空港課 | 出資・貸付金 |
| 19 | (株) S P S しまね | 文化国際課 | 指定管理 |
| 20 | アイカム (株) | 健康福祉総務課 | 〃 |
| 21 | 浜田ビルメンテナンス (株) | 健康福祉総務課 | 〃 |
| 22 | セコム山陰 (株) | 障害者福祉課 | 〃 |
| 23 | (NPO) 出雲スポーツ振興 2 1 | 都市計画課 | 〃 |
| 24 | (株) I S P | 都市計画課 | 〃 |
| 25 | 大畑建設 (株) | 都市計画課 | 〃 |
| 26 | ミュージアムいちばた | 文化財課 | 〃 |

なお、監査を実施した指定管理施設^{注2}は次のとおりである。

①集客施設

| 施設名 | 指定管理者 | 指定管理期間 |
|-----------|---------------|-------------|
| 美術館 | (株) S P S しまね | H 1 7 ~ 1 9 |
| 古代出雲歴史博物館 | ミュージアムいちばた | H 1 8 ~ 2 2 |

②貸出施設

| 施設名 | 指定管理者 | 指定管理期間 |
|----------------------------|----------------|-------------|
| 東部総合福祉センター (いきいきプラザ) | アイカム (株) | H 1 7 ~ 1 9 |
| 西部総合福祉センター (いわみーる) | 浜田ビルメンテナンス (株) | H 1 7 ~ 1 9 |
| 産業交流会館 (くにびきメッセ) | (財) くにびきメッセ | H 1 7 ~ 1 9 |
| 産業高度化支援センター (テクノアークしまね) | (財) しまね産業振興財団 | H 1 7 ~ 1 9 |

③その他の施設

| 施設名 | 指定管理者 | 指定管理期間 |
|---------|--------------------|-------------|
| はつらつ体育館 | セコム山陰 (株) | H 1 7 ~ 1 9 |
| 浜山公園 | (NPO) 出雲スポーツ振興 2 1 | H 1 7 ~ 1 9 |
| 石見海浜公園 | (株) I S P | H 1 7 ~ 1 9 |
| 万葉公園 | 大畑建設 (株) | H 1 7 ~ 1 9 |

注 2) 指定管理施設^{注3}とは指定管理者制度が導入された公の施設をいう。

注 3) 指定管理者制度とは、公の施設の管理に民間のノウハウを活用し、住民サービスの向上や経費の縮減等、公の施設の管理の効率的かつ効果的な管理を実現するため、平成 1 5 年の地方自治法の改正により、従来の自治体が出資する法人 (公社、財団) 等へ管理を委託する「管理委託制度」に代わり創設され、民間事業者等を含む「指定管理者」に管理運営を行わせる制度で、本県では平成 1 6 年度から導入した。

3 監査の実施方法、対象年度、範囲、視点及び実施年月日

(1) 実施方法

団体については実地監査により行い、所管課については書面監査により行った。

(2) 対象年度

原則として平成 19 年度を対象とし、必要に応じ、現年度及び過年度も対象とした。

(3) 範囲

監査の範囲は、出資している団体にあつては、団体の財務、会計、事業など経営全般とし、補助金、貸付金、損失補償等の財政的援助を与えている団体にあつては、それら財政的援助に関連する範囲とし、公の施設の管理を行わせている団体にあつては、管理に係る会計事務の執行や施設の維持管理を範囲とした。

(4) 監査の視点

監査は、県が補助金等の財政援助を行っている団体については、補助金が公金として適切に執行され、交付目的である成果が十分得られているか、出資している団体については、出資目的に沿って事業が運営されているか、また、公の施設の管理を行わせている団体については、指定管理に関する協定書に基づき施設が適切に管理・運営されているかなどの視点から行った。

(5) 実施年月日

監査は、「別表 監査実施年月日」のとおり実施した。

第 2 監査の結果

I 監査結果（総括）

各団体別の監査結果はⅡ 監査結果（個別）に掲げるとおりであるが、全体としてはおおむね適正に処理されていたと認められた。

なお、改善を要するものとして指摘した事項及び団体の運営の合理化に資する意見は、次のとおりである。

本報告書に掲げた指摘事項及び運営の合理化に資する意見については、該当する団体及び所管課に対し文書により通知するとともに、県報掲載により公表する。

1 指摘事項

指摘事項は次の 2 件であった。

① 規程等に反した事務処理がなされていたもの

＜奥出雲町商工会＞

公用車（所有する 2 台が全て補助対象）については、奥出雲町商工会車両管理規程第 4 条により、公用車台帳を作成すべきであるにもかかわらず、作成されていなかった。

② 指定管理に係る協定書に定められている観覧料、預金利息について納付漏れがあったもの

＜ミュージアムいちばた（古代出雲歴史博物館の指定管理者）＞

・観覧料

19 年度 6 月分の観覧料について、転記ミスによる納付漏れが 19,800 円あった。

・預金利息

観覧料専用預金口座に発生する利息の帰属についての理解不足により、その利息 29,195 円（18 年度 31 円、19 年度 29,164 円）の納付漏れがあった。

2 運営の合理化に資する意見

運営の合理化に関し複数の団体・所管課に共通する意見は、次のとおりである。

(1) 出資団体に関するもの

1) 団体に対する意見

ア 新公益法人制度への対応について

新しい公益法人制度に関する法律^{注4}については、平成 18 年 6 月 2 日に公布され、平成 20 年 12 月 1 日に施行されたところである。これにより、現行の公益法人は施行後 5 年間の移行期間内に、一般社団法人又は一般財団法人として認可を受けて存続するのか、公益性の認定を得て公益社団法人、公益財団法人を目指すのか選択する必要がある。これらのいずれにも認められない場合や認定・認可の申請を行わない場合は解散とみなされることになっている。

今回監査した財政的援助団体のうち関係する 1 つの社団法人と 5 つの財団法人については、いずれも公益認定を希望はしているものの、その具体的な対応を決めている団体は無かった。

については、法のいう事業の経理的基礎と技術的能力の整備を進め、新制度に向けて適切な対応に努められたい。

注 4) 平成 18 年 6 月 2 日に交付された新しい公益法人制度に関する法律

- 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」
- 「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」
- 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」

イ 役員会における本人出席率の向上について

今回監査を実施した出資団体等において、理事会等の役員会への本人の出席率が低い団体があった。

団体をより活性化させていくためには、役員が出席して責任ある立場から議論することが重要である。

また、新公益法人制度では、理事会、評議員会において代理人出席や書

面投票による議決は認められないこととなっている。

については、役員会における本人出席率の向上に取り組まれない。

2) 所管課に対する意見

- ・ 新公益法人制度への対応について

新しい公益法人に関する法律が施行されたところであり、所管課は、団体が新公益法人制度へ適切な対応ができるよう、今後とも指導されたい。

(2) 公の施設の指定管理者に関するもの

今回監査した 10 団体（10 施設）の指定管理施設についてはすべて公募により選定されている。このうち 7 施設については、以前（平成 16 年度まで）の管理委託者とは異なる団体が指定管理者となっている。

平成 17 年度に管理委託から指定管理に移行した 9 施設の平成 19 年度の利用状況を平成 16 年度と比較すると、集客施設（1 施設）は入館者数が若干増加していた。貸出施設（4 施設）では、利用率が 2 施設は向上し、2 施設は低下していた。その他の施設（4 施設）については、利用者数が 2 施設は増加し、2 施設は減少していた。

指定管理者制度の導入により管理経費の縮減は見られるが、利用が低下している施設もあり、今後、利用料金制やメリットシステムの効果の検証を行い、指定管理者のインセンティブを高めていくなど、指定管理制度のより有効な運用を図っていく必要がある。

なお、昨年度の監査において運営の合理化に資する意見として言及した「指定管理施設の危機管理」は、監査した全ての施設で危機管理マニュアルの作成に取り組まれており、「指定管理業務の評価」は実施に向けて検討されていた。

1) 所管課に対する意見

ア 指定管理の引継について

指定管理者の交代があった施設（1 施設）について引継状況を監査したところ、協定では引継方法を別途協議するとなっていたが、その協議が行われず、現金（予約金）や個人情報を含む予約簿等が、県の立ち会いのないまま次期指定管理者に引き渡されていた。

また、全体として次のような問題点が見受けられた。

- ・平成 17 年の指定管理制度導入に当たって、管理運営に必要な帳簿類や情報がきちんと引き継がれていない等の状況があった。
- ・指定管理の具体的な引継方法が協定には定められていなかった。
- ・帳簿類については 5 年間保存することとなっているが、引継後の保存方法が定められていなかった。

さらに、協定において、県は指定管理者が管理すべき物件を記載した備品台帳を指定管理者に提示することとなっているが、提示されないままとなっている施設もあり、管理物件の引継が曖昧なものとなることが懸念される。

については、指定管理者の交代があった場合にも、混乱が生じることがなく、指定管理施設が円滑に管理運営されるよう、次の事項について協定に定めることを検討されたい。

- ・引継の際における必要な引継事項を定め、県の責任と指定管理者の責任を明確にすること。
- ・次期指定管理者の管理運営業務の準備のための適切な引継期間を設定すること。
- ・前指定管理者は管理運営に必要な帳簿類や情報を県の立ち会いのもとに引き継ぐことを義務づけること。

イ 毎月の業務報告の検証について

各所管課においては協定に基づき、各施設における使用料等の収入について、毎月又は年度末に報告を求めているが、収入実績として報告された数値の検証に関しては、報告数値の基になる使用許可申請書等の関係書類との突合などの検証作業が行われていない状況が見受けられた。

使用料等の収入は、県への納付義務の有無にかかわらず、県の施設の収入状況を把握する観点から正確性を求められるものであるため、検証のあり方について検討されたい。

◇ 監査を実施した指定管理施設の状況

①集客施設

| 施設名 | 応募者数 | 指定管理者 | 制度導入による縮減額 (対H16比) (千円) | 入館者数(人) | |
|-----------|------|---------------|-------------------------------|---------|---------|
| 美術館 | 4 | (株) S P S しまね | ▲ 80,514 | H16 | 229,144 |
| | | | | H17 | 225,336 |
| | | | | H18 | 277,605 |
| | | | | H19 | 232,324 |
| 古代出雲歴史博物館 | 2 | ミュージアムいちばた | - | H18 | 43,427 |
| | | | | H19 | 408,364 |

②貸出施設

| 施設名 | 応募者数 | 指定管理者 | 制度導入による縮減額 (対H16比) (千円) | 施設利用率 | |
|----------------------------|------|---------------|-------------------------------|-------|---------|
| 東部総合福祉センター (いきいきプラザ) | 4 | アイカム (株) | ▲ 20,953 | H16 | 40% |
| | | | | H17 | 41% |
| | | | | H18 | 44% |
| | | | | H19 | 46% |
| 西部総合福祉センター (いわみーる) | 4 | 浜田ビルメンテナンス(株) | ▲ 14,087 | H16 | 28% |
| | | | | H17 | 30% |
| | | | | H18 | 33% |
| | | | | H19 | 35% |
| 産業交流会館 (くにびきメッセ) | 4 | (財) くにびきメッセ | ▲ 15,931 | H16 | 38% |
| | | | | H17 | 35% |
| | | | | H18 | 39% |
| | | | | H19 | 34% |
| 産業高度化支援センター (テクノアークしまね) | 4 | (財) しまね産業振興財団 | ▲ 46,093 | H16 | 1,480 件 |
| | | | | H17 | 1,367 件 |
| | | | | H18 | 1,069 件 |
| | | | | H19 | 1,181 件 |

③その他の施設

| 施設名 | 応募者数 | 指定管理者 | 制度導入による縮減額 (対H16比) (千円) | 利用者数 (人) | |
|---------|------|-------------------|-------------------------------|----------|---------|
| はつらつ体育館 | 1 | (株) セコム山陰 | 432 | H16 | 9,465 |
| | | | | H17 | 9,460 |
| | | | | H18 | 9,830 |
| | | | | H19 | 9,131 |
| 浜山公園 | 4 | (NPO) 出雲スポーツ振興 21 | ▲ 72,180 | H16 | 622,054 |
| | | | | H17 | 426,974 |
| | | | | H18 | 553,335 |
| | | | | H19 | 372,633 |
| 石見海浜公園 | 4 | (株) I S P | ▲ 56,318 | H16 | 763,230 |
| | | | | H17 | 701,820 |
| | | | | H18 | 748,230 |
| | | | | H19 | 840,130 |
| 万葉公園 | 3 | 大畑建設 (株) | ▲ 8,388 | H16 | 175,895 |
| | | | | H17 | 188,641 |
| | | | | H18 | 199,727 |
| | | | | H19 | 198,680 |

| | | |
|-------------------------|-----------|--|
| 制度導入による経費の縮減額合計 (対H16比) | ▲ 314,032 | |
|-------------------------|-----------|--|

Ⅱ 監査結果（個別）

| | | | | |
|---|-----|-----------------|-----|-------|
| 1 | 団体名 | (社福) 出雲市社会福祉協議会 | 所管課 | 地域福祉課 |
|---|-----|-----------------|-----|-------|

1 団体の概要

- (1) 設立時期 平成 17 年 3 月 22 日（経過年数：3 年）
 （出雲市、平田市、佐田町、多伎町、湖陵町、大社町の各社会福祉協議会が合併）

(2) 設立目的

出雲市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図る。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 補助金名 民間社会福祉施設整備資金元利補給金

イ 内容

平成 10 年度特別養護老人ホーム「やまゆり苑」の新築及び平成 14 年度精神障害者通所授産施設・知的障害者通所授産施設「エルパティオ三葉園」の新築に要する資金として独立行政法人福祉医療機構から受けた融資に対し、その償還元金及び利子の全部又は一部を助成する。

ウ 補助金額 12,072 千円

3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

| | | | | |
|---|-----|-------------|-----|--------|
| 2 | 団体名 | (社福) 島根整肢学園 | 所管課 | 障害者福祉課 |
|---|-----|-------------|-----|--------|

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和 35 年 7 月 14 日 (経過年数: 48 年)

(2) 設立目的

多様な医療福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、第 1 種社会福祉事業 (肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、身体障害者療護施設の設置運営)、第 2 種社会福祉事業 (障害福祉サービス事業、相談支援事業) を行う。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 補助金名 肢体不自由児施設「松江整肢学園」建設資金元利補給金

・ 内容

平成 9 年度「松江整肢学園」の改築に要した資金の借入に対し、元利償還金の全額を助成する。

・ 補助金額 84,902 千円

イ 補助金名 重症心身障害児「松江療育園」建設資金元利補給金

・ 内容

平成 8 年度「松江療育園」の改築に要した資金の借入に対し、元利償還金の全額を助成する。

・ 補助金額 60,270 千円

3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた

| | | | | |
|---|-----|-----------|-----|-------|
| 3 | 団体名 | 島根県商工会連合会 | 所管課 | 中小企業課 |
|---|-----|-----------|-----|-------|

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和 36 年 10 月 24 日 (経過年数: 47 年)

(2) 設立目的

県内における商工会の健全な発達を図り、もって商工業の振興に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 補助金名 島根県小規模事業経営支援事業費補助金

・ 内容

商工会指導員、経営指導員等を設置し小規模事業者等の指導を行う場合に、設置費及び事業費等に対して補助する。

・ 補助金額 162, 236 千円

イ 補助金名 島根県小規模経営資源強化対策費補助金

・ 内容

商工会連合会本所及び石見支所の地域中小企業支援センターの経営改善アドバイザー派遣事業に要する経費を補助する。

・ 補助金額 35, 000 千円

3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 運営の合理化に資する意見

① 会計事務処理における内部牽制システムについて

団体では、平成 19 年 11 月の職員の経理不祥事を契機に会計規程を見直し、さらに公印取扱規程を新たに制定し、印鑑、預金通帳などの保管管理について管理責任を明確化するとともに、適宜抜き打ち検査を実

施する規定を設け内部牽制システムを整備された。

一方、監査を実施した各商工会においては、特に見直しが行われていなかった。

については、会計処理上の責任の明確化や内部牽制システムの整備について各商工会を指導されたい。

② 会計事務研修の実施について

監査を実施した商工会での会計事務処理の状況をみると、予定価格調書が作成されていない事例や、合い見積もりが徴されていない事例、通勤手当等の認定手続が不備な事例が見受けられた。

こうしたことから、各商工会において適切に会計事務や庶務事務が行われるよう指導されたい。

③ 商工会の改革への取組について

商工会は市町村合併の進展を受け、52 商工会から 21 商工会となっている。

また、厳しい経済状況や経営状況が続く中で会員数は平成 17 年度に比べ 10% 減少し平成 19 年度には 9,900 人となっている。

こうした中で、商工会はその役割である「地域の商工業の振興」、「経営支援」及び「地域振興」を果たしていかなければならない。

については、平成 17 年 12 月に団体がまとめた報告書「今後の商工会のあり方」に基づき、商工会の改革に一層取り組まされたい。

| | | | | |
|---|-----|--------|-----|-------|
| 4 | 団体名 | 安来市商工会 | 所管課 | 中小企業課 |
|---|-----|--------|-----|-------|

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成 18 年 4 月 1 日 (経過年数: 2 年)
(広瀬町、伯太町の各商工会が合併)

(2) 設立目的

地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資し、もって国民経済の健全な発展に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 補助金名 島根県小規模事業経営支援事業費補助金

イ 内容

経営指導員等を設置し小規模事業者等の指導を行う場合に、設置費及び事業費等に対して補助する。

ウ 補助金額 40,518 千円

3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

| | | | | |
|---|-----|---------|-----|-------|
| 5 | 団体名 | 奥出雲町商工会 | 所管課 | 中小企業課 |
|---|-----|---------|-----|-------|

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成 19 年 4 月 1 日 (経過年数: 1 年)
(仁多町、横田町の各商工会が合併)

(2) 設立目的

地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資し、もって国民経済の健全な発展に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 補助金名 島根県小規模事業経営支援事業費補助金

イ 内容

経営指導員等を設置し小規模事業者等の指導を行う場合に、設置費及び事業費等に対して補助する。

ウ 補助金額 52,170 千円

3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項

① 規程等に反した事務処理がなされていたもの

公用車 (所有する 2 台が全て補助対象) については、奥出雲町商工会車両管理規程第 4 条により、公用車台帳を作成すべきであるにもかかわらず、作成されていなかった。

| | | | | |
|---|-----|--------|-----|-------|
| 6 | 団体名 | 雲南市商工会 | 所管課 | 中小企業課 |
|---|-----|--------|-----|-------|

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成 19 年 4 月 1 日 (経過年数: 1 年)
(大東町、加茂町、木次町、三刀屋町、吉田村、掛合町の各商工会が合併)

(2) 設立目的

地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資し、もって国民経済の健全な発展に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 補助金名 島根県小規模事業経営支援事業費補助金

イ 内容

経営指導員等を設置し小規模事業者等の指導を行う場合に、設置費及び事業費等に対して補助する。

ウ 補助金額 133,259 千円

3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

| | | | | |
|---|-----|--------|-----|-------|
| 7 | 団体名 | 邑南町商工会 | 所管課 | 中小企業課 |
|---|-----|--------|-----|-------|

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成 19 年 4 月 1 日 (経過年数: 1 年)
(羽須美村、瑞穂町、石見町の各商工会が合併)

(2) 設立目的

地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資し、もって国民経済の健全な発展に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 補助金名 島根県小規模事業経営支援事業費補助金

イ 内容

経営指導員等を設置し小規模事業者等の指導を行う場合に、設置費及び事業費等に対して補助する。

ウ 補助金額 64,139 千円

3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

| | | | | |
|---|-----|-------|-----|-------|
| 8 | 団体名 | 石央商工会 | 所管課 | 中小企業課 |
|---|-----|-------|-----|-------|

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成 19 年 4 月 1 日（経過年数：1 年）
（浜田市国府、金城町、旭町、弥栄村、三隅町の各商工会が合併）

(2) 設立目的

地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資し、もって国民経済の健全な発展に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 補助金名 島根県小規模事業経営支援事業費補助金

イ 内容

経営指導員等を設置し小規模事業者等の指導を行う場合に、設置費及び事業費等に対して補助する。

ウ 補助金額 96,875 千円

3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

| | | | | |
|---|-----|---------|-----|-------|
| 9 | 団体名 | 津和野町商工会 | 所管課 | 中小企業課 |
|---|-----|---------|-----|-------|

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成 19 年 4 月 1 日 (経過年数: 1 年)
(津和野町、日原町の各商工会が合併)

(2) 設立目的

地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資し、もって国民経済の健全な発展に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 補助金名 島根県小規模事業経営支援事業費補助金

イ 内容

経営指導員等を設置し小規模事業者等の指導を行う場合に、設置費及び事業費等に対して補助する。

ウ 補助金額 39,474 千円

3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

| | | | | |
|----|-----|-------------|-----|------------|
| 10 | 団体名 | (社) 島根県物産協会 | 所管課 | しまねブランド推進課 |
|----|-----|-------------|-----|------------|

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和 52 年 4 月 8 日 (経過年数: 31 年)

(2) 設立目的

県産品の展示、宣伝、紹介、あっせん、販路拡張並びに品質及び生産技術等の改善や後継者の確保、育成を図り、県産品の振興に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 貸付金

ア 貸付金(資金)名 伝統工芸雇用就業資金

イ 内容

島根県ふるさと伝統工芸品の製造に従事しようとする者を雇用する認定事業主に対し、研修教育のための資金を貸し付ける原資を協会に貸し付ける。

ウ 貸付金額

| | | |
|------|-----------|----------|
| 貸付金額 | 平成 19 年度 | 5,400 千円 |
| 貸付残高 | 平成 19 年度末 | 3,750 千円 |

3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

| | | | | |
|-----|-----|-----------------|-----|--------|
| 1 1 | 団体名 | (財) 島根県環境管理センター | 所管課 | 廃棄物対策課 |
|-----|-----|-----------------|-----|--------|

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成 4 年 3 月 4 日 (経過年数: 16 年)

(2) 設立目的

産業廃棄物の最終処分場を建設し、産業廃棄物の処理に関する事業を行うこと等により、良好な環境を保持し、もって県民の健康な生活に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資

ア 内容 団体の設立に際し、基本財産を出捐する。

イ 出捐金額 70,000 千円 (県出資比率: 31.2%)

(2) 補助金

ア 補助金名 公共関与最終処分場経営安定化対策事業補助金

イ 内容

団体が処分場の建設に係る費用として金融機関から借り入れた資金に係る償還金の一部を補助する。

ウ 補助金額 133,096 千円

(3) 損失補償

ア 内容

団体が処分場建設に係る費用として金融機関から借り入れた資金に関し損失補償を行う。

イ 損失補償限度額 6,292,415 千円

3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 運営の合理化に資する意見

① 今後の経営のあり方について

平成 14 年 4 月に供用開始した管理型第 1 期処分場の残余容量の減少に対処するため、平成 18 年 8 月に建設に着手し、翌年 11 月に供用開始した管理型第 2 期処分場については、その建設費に関し、新たな借入れを行わず、国及び島根県の補助金と内部留保金で対応するなど、団体の経営は概ね順調に推移してきている。

しかしながら、企業のリサイクル意識の高まりや景気の急激な悪化により産業廃棄物最終処分量の減少が予想され、また、内部留保金の減少に伴い、運転資金について、新たに外部からの調達を検討することも必要となるなど、団体をめぐる経営環境は今後厳しさを増すものと考えられる。

については、経費の節減や事業収入の確保など、中長期的な経営安定にも意を用いられたい。

| | | | | |
|-----|-----|------------------|-----|--------|
| 1 2 | 団体名 | (財) 島根県障害者スポーツ協会 | 所管課 | 障害者福祉課 |
|-----|-----|------------------|-----|--------|

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和 5 4 年 5 月 7 日 (経過年数 : 2 9 年)

(2) 設立目的

障害者がスポーツ活動を通じて、健康の増進及び自立意欲の向上を図ることにより、障害者の社会参加を促進し、もって、障害者福祉の向上に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資

ア 内容

団体の設立に際し、基本財産を出資する。

イ 出資金額 2 0 0 , 0 0 0 千円 (県出資比率 : 7 8 %)

3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

| | | | | |
|-----|-----|-------------------|-----|-----|
| 1 3 | 団体名 | (財)島根県みどりの担い手育成基金 | 所管課 | 林業課 |
|-----|-----|-------------------|-----|-----|

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成 5 年 3 月 2 2 日 (経過年数 : 1 5 年)

(2) 設立目的

森林の果たす公益的機能の大切さについて、広く県民の理解を得るとともに、県内で林業労働に従事している者の就労条件を整備し、林業労働力の安定的確保及び若い担い手の確保育成を図ること及び県内で苗木生産に従事している者への技術指導と出荷調整による良質な林業種苗の安定的な供給を図ることにより、健全な森林の造成と維持管理を推進し、林業の安定的な発展に資する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資

ア 内容 団体の設立に際し、基本財産を出捐する。

イ 出捐金 1, 5 7 3, 2 7 2 千円 (県出資比率 : 8 7. 9 %)

3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

| | | | | |
|-----|-----|-------------|-----|-----|
| 1 4 | 団体名 | 島根県漁業信用基金協会 | 所管課 | 水産課 |
|-----|-----|-------------|-----|-----|

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和 28 年 8 月 20 日 (経過年数: 55 年)

(2) 設立目的

中小漁業融資保証法に基づき、金融機関の中小漁業者等に対する貸付等について、その債務を保証することを主たる業務とし、もって中小漁業者等が必要とする資金の融通を円滑にし、中小漁業の振興を図る。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資

ア 内容

団体の設立に際し、基本財産を出捐する。

イ 出資金額 1, 226, 550 千円

(平成 20 年 3 月 31 日現在。県出資比率: 56.4%)

3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 運営の合理化に資する意見

① 今後の経営のあり方について

団体においては、平成 16 年度から 5 年間で期間とする経営改善計画を策定し、求償権の行使による代位弁済した貸付金の回収向上などに取り組んでおり、平成 19 年度末の求償権残高は回収、償却等により前年度末に比較して 21.9% 減少したところである。

しかしながら、その金額は 95 件の 13 億 2 千万円余と多額に達しているため、回収に引き続き取り組み、経営の安定に努められたい。

| | | | | |
|----|-----|-------------|-----|-------|
| 15 | 団体名 | (財) くにびきメッセ | 所管課 | 商工政策課 |
|----|-----|-------------|-----|-------|

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成 3 年 9 月 26 日 (経過年数 : 17 年)

(2) 設立目的

本県の優れた自然、歴史的・文化的資源を活かし、コンベンションの誘致・支援を行い、県内産業の振興、地域の活性化、国際的な相互理解の増進及び文化の向上に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資

ア 内容 団体の設立に際し、基本財産を出捐する。

イ 出捐金額 515,007 千円 (県出資比率 : 63.7%)

(2) 補助金、交付金等

ア 補助金名 島根県学会等開催支援事業費補助金

イ 内容

コンベンションの県内への誘致推進のため学会等開催に対する支援を行う。

ウ 補助金額 16,925 千円

(3) 公の施設の指定管理

ア 施設の名称 産業交流会館 (くにびきメッセ)

イ 指定管理業務の内容

- ・ 会館の施設等の利用の承認に関する業務
- ・ 会館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- ・ その他島根県が必要と認める業務

ウ 指定期間 平成 17 年度～平成 19 年度
平成 20 年度～平成 21 年度 (更新)

エ 指定管理料 なし

3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

| | | | | |
|----|-----|--------------|-----|-------------------------|
| 16 | 団体名 | (財)しまね産業振興財団 | 所管課 | 産業振興課 企業立地課 中小企業課 |
|----|-----|--------------|-----|-------------------------|

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成 11 年 3 月 9 日 (経過年数: 9 年)

(2) 設立目的

島根県の産業構造の高度化、新たな産業の育成、企業の国際化及び地域の情報化を促進し、もって本県産業の活性化と県民の福祉の向上に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資

ア 内容 団体の設立に際し、基本財産を出捐する。

イ 出捐金額 146,196 千円 (県出資比率: 100%)

(2) 補助金

ア 補助金名 しまね創造的企業総合支援基金造成費補助金

・ 内容

産業の高度化と新産業の創出を目指し、団体が企業支援活動を円滑に進めるための基金造成の資金を補助する。

・ 補助金額 183,007 千円

イ 補助金名 しまね産業振興財団管理費補助金

・ 内容

団体の安定した運営を図るため、業務遂行に必要な人件費、事務費を補助する。

・ 補助金額 189,715 千円

ウ 補助金名 情報通信費補助金

・ 内容

産業の高度化及び新産業の創出を図るため、団体が実施する研究開発型企業及び研究開発支援企業等の高速通信専用回線利用費補助事業及び通常通信経費補助事業に要する経費を補助する。

・ 補助金額 18,343 千円

エ 補助金名 小規模企業者等設備貸与事業円滑化補助金

・ 内容

平成 14 年度に廃止された国の機械類信用保険制度に代わる制度を県単で存続するため、県が団体に対して補助を行う。

- ・ 補助金額 14,212 千円

(3) 貸付金

ア 小規模企業者等設備貸与資金

・ 内容

従業員数 20 名以下の小規模企業者等が創業、経営基盤の強化に必要な設備の導入の促進に寄与するため、団体が設備貸与事業を行うために必要な資金を貸し付ける。

・ 貸付金額

| | | |
|------|-----------|------------|
| 貸付金額 | 平成 19 年度 | 165,795 千円 |
| 貸付残高 | 平成 19 年度末 | 840,126 千円 |

イ 島根県県単中小企業設備貸与資金

・ 内容

従業員数 300 名以下の中小企業者等（特別の法律に基づく認定・承認を受けた者）が創業、経営基盤の強化及び経営の革新のために必要な設備の導入の促進に寄与するため、団体が設備貸与事業を行うために必要な資金を貸し付ける。

・ 貸付金額

| | | |
|------|-----------|------------|
| 貸付金額 | 平成 19 年度 | 75,000 千円 |
| 貸付残高 | 平成 19 年度末 | 857,794 千円 |

(4) 損失補償

ア 小規模企業者等設備貸与事業に係る損失補償

・ 内容

小規模企業者等設備貸与事業資金のうち金融機関からの借入資金に対し損失補償をする。

- ・ 平成 19 年度損失補償限度額 139,216 千円

イ 島根県県単中小企業設備貸与事業に係る損失補償

・ 内容

島根県県単中小企業設備貸与事業資金のうち金融機関からの借入資金

に対し損失補償をする。

- ・ 平成 19 年度損失補償限度額 67,500 千円

(5) 公の施設の指定管理

ア 施設の名称 島根県立産業高度化支援センター(テクノアークしまね)

イ 指定管理業務の内容

- ・ 施設等の使用料の徴収に関する業務
- ・ 島根県立産業高度化支援センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- ・ 島根県立東部情報化センター及び島根県産業技術センターの施設及び設備の維持管理に関する業務

ウ 指定期間 平成 17 年度～平成 19 年度
平成 20 年度～平成 21 年度 (更新)

エ 指定管理料 236,000 千円 (平成 19 年度)

3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 運営の合理化に資する意見

① 小規模企業者等設備貸与事業の債権管理について

小規模企業者等及び中小企業者等に対して行う設備貸与事業の債権は、平成 19 年度末残高が 23 億 7,616 万円余である。

債権管理については、これまでに債権管理アドバイザーを配置するなど債権回収に取り組まれているが、債権残高のうち回収が懸念される債権は、平成 19 年度末においては 7 億 2,454 万円余である。

については、債権管理アドバイザーをさらに活用するなど債権回収に取り組まれない。

また、設備貸与事業債権管理規程では、貸倒引当金について毎事業年

度末に過去の貸倒れの実績を勘案し貸倒引当金を債権分類ごとに引き当てることとしており、平成 19 年度末での引き当てに必要な額は 5 億 4,749 万円余である。

しかしながら、平成 19 年度末の引き当て額は 3 億 1,204 万円余であり、引き当てに必要な額に対し 57%程度にとどまっている。

については、今後も財務内容の改善を図り貸倒引当金の積み増しに努められたい。

| | | | | |
|----|-----|----------------|-----|-------|
| 17 | 団体名 | 出雲空港ターミナルビル（株） | 所管課 | 港湾空港課 |
|----|-----|----------------|-----|-------|

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和 55 年 6 月 20 日（経過年数：28 年）

(2) 設立目的

- ・ 空港ターミナルビルの維持管理
- ・ 空港ターミナルビルの貸室及び附帯施設の賃貸

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資

ア 内容

出雲空港ターミナルビル（株）の設立に際し、資本金を出資する。

イ 出資金額 100,000 千円（県出資比率：30.3%）

3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

| | | | | |
|----|-----|----------------|-----|-------|
| 18 | 団体名 | 石見空港ターミナルビル（株） | 所管課 | 港湾空港課 |
|----|-----|----------------|-----|-------|

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成 3 年 9 月 5 日（経過年数：17 年）

(2) 設立目的

- ・ 空港ターミナルビルの維持管理
- ・ 空港ターミナルビルの貸室及び附帯施設の賃貸

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資

ア 内容

空港ターミナルビルの設立に際し、資本金を出資する。

イ 出資金額 144,000 千円（県出資比率：30.0%）

(2) 貸付金

ア 貸付金名 地域総合整備資金貸付金

イ 内容

石見空港ターミナルビル（株）の建設に要する資金を貸し付ける。

ウ 貸付金額 3,038 千円（平成 20 年 3 月 31 日現在）

3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

| | | | | |
|----|-----|---------------|-----|-------|
| 19 | 団体名 | (株) S P S しまね | 所管課 | 文化国際課 |
|----|-----|---------------|-----|-------|

1 団体の概要

(1) 団体の形態 株式会社 (所在地: 松江市)

(2) 主な事業内容

コンサートホール・美術館・会議場の運営及び管理、その他。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 公の施設の指定管理

ア 施設の名称 美術館 (所在地: 松江市)

イ 指定管理業務の内容

- ・美術館のギャラリー、ホール及びこれらの付属設備の使用に関する業務
- ・美術館の使用料及び観覧料の徴収に関する業務
- ・美術館の施設及び設備の維持管理に関する業務

ウ 指定期間 平成 17 年度～平成 19 年度
平成 20 年度～平成 21 年度 (更新)

エ 指定管理料 256,000 千円 (平成 19 年度)

3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

指導事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

| | | | | |
|----|-----|---------|-----|---------|
| 20 | 団体名 | アイカム（株） | 所管課 | 健康福祉総務課 |
|----|-----|---------|-----|---------|

1 団体の概要

(1) 団体の形態 株式会社（所在地：松江市）

(2) 主な業務内容

ビル管理業務、その他。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 公の施設の指定管理

ア 施設の名称 東部総合福祉センター（いきいきプラザ）

イ 指定管理業務の内容

- ・ 有料施設等の使用料の徴収に関する業務
- ・ 施設等の維持管理に関する業務
- ・ 生涯学習推進センター及び東部情報化センターの施設及び設備で知事が定めるものの維持管理に関する業務

ウ 指定期間 平成 17 年度～平成 19 年度
平成 20 年度～平成 21 年度（更新）

エ 指定管理料 91,424 千円（平成 19 年度）

3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 運営の合理化に資する意見

① 貸出施設の利用方法の見直しについて

指定管理者は指定管理に当たって定められた使用料収入の目標額の達成に向けて利用者の確保に努めているところであり、貸出施設の利用率は年を追って向上している。それにもかかわらず使用料収入は減少してきているが、これは、無料で利用できる減免対象者が増加し、有料利用者が利用しにくい状況となっているためである。

このため、収入目標額を上回った場合に指定管理料が加算されるメリ

ットシステムが有効に機能しない状況となっている。

については、受益者負担と公平性の観点から貸出施設の利用方法の見直しについて検討されたい。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

| | | | | |
|-----|-----|---------------|-----|---------|
| 2 1 | 団体名 | 浜田ビルメンテナンス（株） | 所管課 | 健康福祉総務課 |
|-----|-----|---------------|-----|---------|

1 団体の概要

(1) 団体の形態 株式会社（所在地：浜田市）

(2) 主な業務内容

建物環境衛生管理業務、その他。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 公の施設の指定管理

ア 施設の名称 西部部総合福祉センター（いわみーる）

イ 指定管理業務の内容

- ・ 有料施設等の使用料の徴収に関する業務
- ・ 施設等の維持管理に関する業務
- ・ 西部生涯学習推進センター及び西部情報化センターの施設及び設備
で知事が定めるものの維持管理に関する業務

ウ 指定期間 平成 17 年度～平成 19 年度

平成 20 年度～平成 21 年度（更新）

エ 指定管理料 83,697 千円（平成 19 年度）

3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 運営の合理化に資する意見

① 貸出施設の利用方法の見直しについて

貸出施設の利用方法については、いきいきプラザと同様の状況がみられるので、あわせて見直しを検討されたい。

(2) 団体

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

| | | | | |
|-----|-----|----------|-----|--------|
| 2 2 | 団体名 | セコム山陰（株） | 所管課 | 障害者福祉課 |
|-----|-----|----------|-----|--------|

1 団体の概要

(1) 団体の形態 株式会社（所在地：松江市）

(2) 主な事業内容

警備の請負及びその保障に関する事業、その他。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 公の施設の指定管理

ア 施設の名称 はつらつ体育館（所在地：松江市）

イ 指定管理業務の内容

- ・ 体育館の施設及び設備の使用の許可に関する業務
- ・ 施設等の使用料の徴収に関する業務
- ・ 施設等の維持管理に関する業務

ウ 指定期間 平成 17 年度～平成 19 年度

平成 20 年度～21 年度は他社が指定管理。

エ 指定管理料 6,932 千円（平成 19 年度）

3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

| | | | | |
|----|-----|-------------------|-----|-------|
| 23 | 団体名 | (NPO) 出雲スポーツ振興 21 | 所管課 | 都市計画課 |
|----|-----|-------------------|-----|-------|

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成 12 年 3 月 24 日 (経過年数 : 8 年)

(2) 設立目的

出雲市民をはじめ、島根県民に対して、スポーツの振興に関する事業を行い、もって市民をはじめ、県民の健康の増進・スポーツ文化の振興と発展に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 公の施設の指定管理

ア 施設の名称 浜山公園 (所在地 : 出雲市)

イ 指定管理業務の内容

- ・公園の運営に関する業務
- ・公園の施設及び設備の維持管理に関する業務
- ・スポーツの普及振興に関する業務
- ・年間事業計画の策定業務及びその計画に基づいた事業の実施に関する業務
- ・有料公園施設及び設備の利用に関する業務

ウ 指定期間 平成 17 年度～平成 19 年度
平成 20 年度～平成 21 年度 (更新)

エ 指定管理料 154, 111 千円 (平成 19 年度)

3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 運営の合理化に資する意見

① スポーツの拠点施設としての活用について

指定管理業務のひとつとしてスポーツの普及振興に関する業務が掲げ

られているところから、指定管理者は地域のスポーツ教室の開催などの自主事業を実施しているが、当施設は県のスポーツ振興の拠点として位置付けて整備されたものである。

については、県教育委員会等と連携を図って、県全体のスポーツ振興の拠点施設としての機能が十分発揮できるよう努められたい。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

| | | | | |
|----|-----|-----------|-----|-------|
| 24 | 団体名 | (株) I S P | 所管課 | 都市計画課 |
|----|-----|-----------|-----|-------|

1 団体の概要

- (1) 団体の形態 株式会社（所在地：浜田市）
- (2) 主な事業内容
公共施設の維持・管理・運営に関する事業の受託。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

- (1) 公の施設の指定管理
- ア 施設の名称 石見海浜公園（所在地：浜田市、江津市）
- イ 指定管理業務の内容
- ・公園の施設及び設備の利用及び維持管理に関する業務
 - ・年間事業計画の策定業務及びその計画に基づいた事業の実施に関する業務
 - ・有料公園施設及び設備の利用に関する業務
- ウ 指定期間 平成 17 年度～平成 19 年度
平成 20 年度～平成 21 年度（更新）
- エ 指定管理料 132,460 千円（平成 19 年度）

3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

| | | | | |
|----|-----|---------|-----|-------|
| 25 | 団体名 | 大畑建設（株） | 所管課 | 都市計画課 |
|----|-----|---------|-----|-------|

1 団体の概要

(1) 団体の形態 株式会社（所在地：益田市）

(2) 主な業務内容

土木建設工事の施工、その他。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 公の施設の指定管理

ア 施設の名称 万葉公園（所在地：益田市）

イ 指定管理業務の内容

- ・公園の運営に関する業務
- ・年間事業計画の策定業務及びその計画に基づいた事業の実施に関する業務
- ・公園の維持管理に関する業務
- ・有料公園施設及び設備の利用に関する業務

ウ 指定期間 平成 17 年度～平成 19 年度
平成 20 年度～平成 21 年度（更新）

エ 指定管理料 37,658 千円（平成 19 年度）

3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

| | | | | |
|----|-----|------------|-----|------|
| 26 | 団体名 | ミュージアムいちばた | 所管課 | 文化財課 |
|----|-----|------------|-----|------|

1 団体の概要

- (1) 団体の形態 一畑電気鉄道(株)、(株)丹青社、近畿日本ツーリスト(株)の共同企業体
- (2) 主な業務内容
古代出雲歴史博物館の指定管理の受託。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

- (1) 公の施設の指定管理
- ア 施設の名称 古代出雲歴史博物館
- イ 指定管理業務の内容
- ・ 博物館の観覧料の徴収に関する業務
 - ・ 博物館等の維持管理に関する業務
 - ・ 博物館の利用促進に関する業務
- ウ 指定期間 平成 18 年度～平成 23 年度
- エ 指定管理料 252,894 千円 (平成 19 年度)

3 監査の結果

- (1) 所管課
- ア 改善等を要する事項
本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。
- (2) 団体
- ア 改善等を要する事項
- 指摘事項
- ① 指定管理に係る協定書に定められている観覧料、預金利息について納付漏れがあったもの
- ・ 観覧料
19 年度 6 月分の観覧料について、転記ミスによる納付漏れが 19,800 円あった。
 - ・ 預金利息
観覧料専用預金口座に発生する利息の帰属についての理解不足により、その利息 29,195 円 (18 年度 31 円、19 年度 29,164 円) の納付漏れがあった。

別記 財政的援助団体等の監査について

1 根拠規定

地方自治法第 199 条第 7 項

監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる。当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるもの、当該普通地方公共団体が借入金の元金又は利子の支払いを保証しているもの、当該普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者及び当該普通地方公共団体が第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものについても、また、同様とする。

2 財政的援助等の説明（主なもの）

| | |
|---------|--|
| 補助金 | 地方公共団体が特定の者の行う事務又は事業に対し、助成又は財政上の援助を与えるために交付するもの |
| 貸付金 | 地方公共団体が、特定の者のために、特定の目的をもって貸付けを行っているもの |
| 損失補償 | 特定の者が、金融機関から融資を受ける場合、その融資の全部又は一部が返済不能となって、当該金融機関等が損失を被ったときに、地方公共団体が、融資を受けた者に代わって、当該金融機関等に対してその損失を補償するとする、いわゆる損失補償契約が結ばれているもの |
| 出資 | 地方公共団体が、資本金、基本金その他これに準ずるものの 4 分の 1 以上を出資しているもの |
| 債務保証 | 特定の者が金融機関から融資を受ける際、普通地方公共団体が、債務者のために、当該金融機関等に対し、その債務又はこれから生ずる利子の返済を保証するいわゆる、債務保証契約が結ばれているもの |
| 公の施設の管理 | 地方公共団体が、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため、条例の定めるところにより、地方公共団体が指定した法人その他の団体に管理を行わせているもの |

3 監査結果の決定、提出、公表

監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、県議会議長及び知事並びに関係のある委員会の長に監査の結果に関する報告を提出するとともに、県報で公表する。

4 監査結果報告に対する措置状況の通知、公表

監査結果報告に対し、議会、知事、委員会が措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知することになっている。通知を受けた監査委員は、当該通知の内容を県報で公表する。

別表 監査実施年月日

| | 団 体 | 実施年月日 |
|----|-------------------|---------------------|
| 1 | (社福)出雲市社会福祉協議会 | 平成 20 年 11 月 4 日 |
| 2 | (社福)島根整肢学園 | 平成 20 年 11 月 20 日 |
| 3 | 島根県商工会連合会 | 平成 20 年 11 月 4 日 |
| 4 | 安来市商工会 | 平成 20 年 11 月 12 日 |
| 5 | 奥出雲町商工会 | 平成 20 年 11 月 5 日 |
| 6 | 雲南市商工会 | 平成 20 年 11 月 5 日 |
| 7 | 邑南町商工会 | 平成 20 年 11 月 18 日 |
| 8 | 石中央商工会 | 平成 20 年 11 月 21 日 |
| 9 | 津和野町商工会 | 平成 20 年 11 月 20 日 |
| 10 | (社)島根県物産協会 | 平成 20 年 11 月 18 日 |
| 11 | (財)島根県環境管理センター | 平成 20 年 11 月 4 日 |
| 12 | (財)島根県障害者スポーツ協会 | 平成 20 年 11 月 12 日 |
| 13 | (財)島根県みどりの担い手育成基金 | 平成 20 年 11 月 5 日 |
| 14 | 島根県漁業信用基金協会 | 平成 20 年 11 月 12 日 |
| 15 | (財)くにびきメッセ | 平成 20 年 11 月 6 日 |
| 16 | (財)しまね産業振興財団 | 平成 20 年 11 月 5 日 |
| 17 | 出雲空港ターミナルビル (株) | 平成 20 年 11 月 18 日 |
| 18 | 石見空港ターミナルビル (株) | 平成 20 年 11 月 21 日 |
| 19 | (株)SPSしまね | 平成 20 年 11 月 4 日 |
| 20 | (株)アイカム | 平成 20 年 11 月 12 日 |
| 21 | 浜田ビルメンテナンス (株) | 平成 20 年 11 月 21 日 |
| 22 | セコム山陰 (株) | 平成 20 年 12 月 2 日(注) |
| 23 | (NPO)出雲スポーツ振興 21 | 平成 20 年 11 月 6 日 |
| 24 | (株)ISP | 平成 20 年 11 月 20 日 |
| 25 | 大畑建設 (株) | 平成 20 年 11 月 21 日 |
| 26 | ミュージアムいちばた | 平成 20 年 11 月 6 日 |

※注 セコム山陰 (株) については、平成 20 年度から指定管理者の交代があったため書面監査により実施。

なお、所管課については、平成 20 年 12 月 15 日から 12 月 19 日まで書面監査を実施した。